

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

## 注意！！ 定期購入のトラブルが増えています。

最近、化粧品等、定期購入のトラブルが増えています。



「消費者庁イラスト集より」

注文することによって・・・



モニター価格で...

## 注文をする前に確認！！

### 相談事例

SNSの広告で芸能人も使っているという化粧品を「お試し価格」の1,000円で購入した。

しばらくすると、同じ化粧品が4個届き、4万円の請求書が同封されていた。

「いつでも解約できる」とあったので、解約しようと業者に電話をかけているが、混みあっていて全くつながらない。

### ひとつアドバイス

- 定期購入が条件になっていないか確認しましたか？（継続期間や購入回数など）
- 「解約・返品」ができますか？
- 「解約・返品が」ができる場合の解約申し出の期限や条件、連絡手段は確認しましたか。
- トラブルに備えて申し込み最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。

※ 一人で悩まず、出来るだけ早く消費生活センターに相談しましょう。早ければ早いほど問題の解決に結びつきます。

または

消費者ホットライン

局番なし

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

イ ヤ ヤ  
1 8 8

土・日・祝日も  
相談できます